

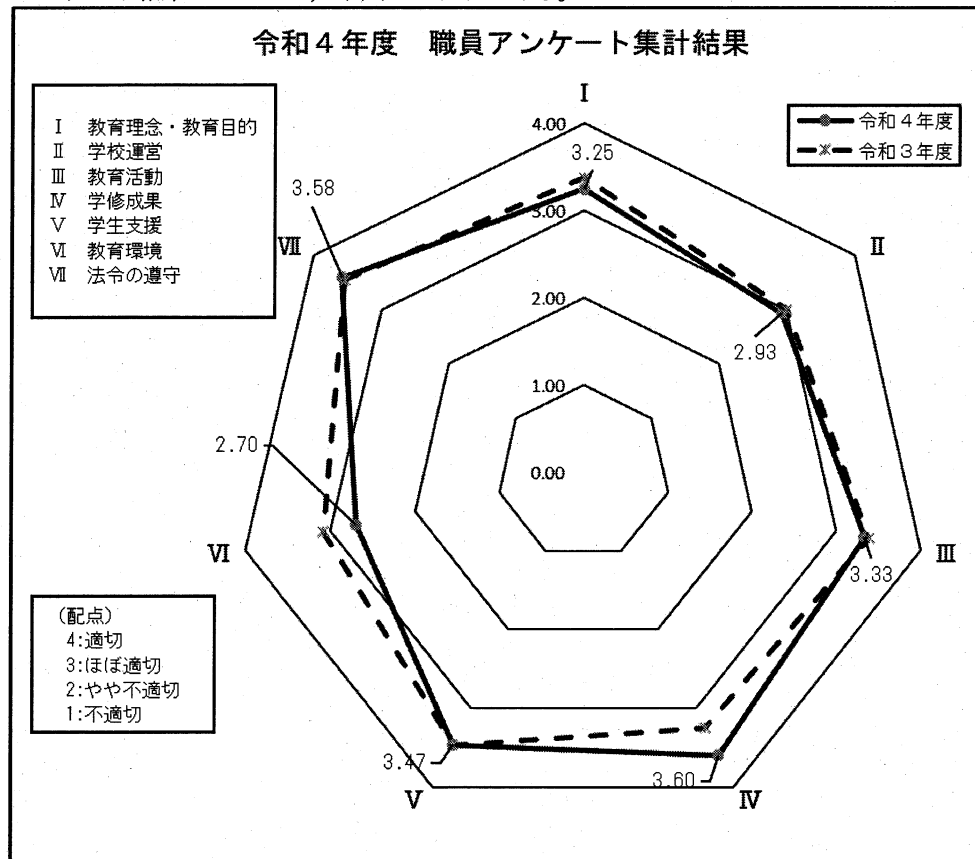
令和4年度 自己点検及び自己評価の概要

令和5年3月31日
宮城県高等看護学校

学生及び本校教職員に対してアンケート調査を実施し、学校運営全体について点検を行うとともに、学生アンケートの結果も参考にしつつ、職員アンケートのそれぞれの項目について評価を行った。

なお、職員アンケート項目において、昨年度まで実施していた「学生募集と受入」については、令和5年度末での閉校が予定されており、学生募集を中止していることから、アンケート項目から除き実施した。

アンケート結果については、下図のとおりである。



職員アンケート結果は、「学修成果」が高評価だったのに対し、「教育環境」が低評価で、全体的には微減であった。

施設の老朽化による教育環境への影響や新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるリモート授業や臨地実習の学内実習への切り替えなどの学習計画の変更などが要因と推察される。

学生アンケートについては、各項目、評点が概ね3以上で、高評価をいただいた。自由意見で寄せられた意見については、今後の学校運営の参考としていきたい。

職員アンケートの個別評価については、次のとおりである。

I 教育理念・教育目的 (R4: 3.25, R3: 3.38) ※職員アンケート結果、以下同じ。

教育理念や教育目的等については、入学時に配布する学校要覧に掲載し、年度当初に行うオリエンテーション、個別面談等を実施し、学生の理解を深めている。

保護者(保証人含む、以下同じ。)には、毎年学校案内を送付するほか、入学式や保護者会の場を利用し理解を深めている。また、ホームページによる情報発信などにも努めており、概ね適切と評価した。

II 学校運営 (R4:2.93, R3:3.00)

教育理念等に基づき教育計画を策定し、学校運営の課題等については、職員会議及び教務会等で情報を共有し、対応方針等を確認しながら課題解決に当たっており、概ね適切と評価された。

しかしながら、情報システム化等による業務効率化や教育活動の情報公開については、昨年度に引き続き低評価で、全体で前年度よりも評価を下げる結果となっており、さらなる改善に努めていきたい。

III 教育活動 (R4:3.33, R3:3.39)

教育理念に基づき教育課程を編成し、各科目のねらい・授業内容・実習の内容・カリキュラム体系を設定の上実施している。また、カリキュラム体系や成績評価基準については、学校要覧に掲載し、学生等に説明を行うほか、ホームページ等で公表している。看護師国家試験対策においては、指導体制を整え計画的に学生を指導している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、リモート授業の実施や臨地実習の学内実習への変更など学習内容に遅れが生じないように工夫しながら運営し学習機会を確保することができた。また、新型コロナウイルス感染症罹患等により欠席せざるを得なかった学生に対しても、補習等を随時実施することにより学びを確保した。

学校運営に必用な教員については、専任教員の配置基準を満たしており、また、専任教員に加え外部講師が適宜配置され運営されている。これらのことから適切と評価した。

なお、教職員の資質向上への取り組みにおいては、研修予算を確保し、研修会や学会への参加の呼び掛けを積極的に行ったが、臨地実習スケジュール等と重なるなどの理由から、ほとんどがリモート (Web) での参加となるほか、業務多忙により参加が難しい事例もあったことから、さらなる改善に努めていきたい。

IV 学修成果 (R4:3.60, R3:3.25)

令和4年度卒業生は、全員の就職先を確定することができ、また、国家試験合格率も95.2%であった。また、各学年ともに、留年者を出すことなく、進級及び卒業することができており、適切と評価とした。

退学率の低減に向けた対応については、学生ごとに担当教員を決め、きめ細やかに相談・支援を行っているものの、令和4年度においても、退学者は発生している。退学する学生の事情は様々で、それぞれに合わせた相談支援の結果、学生自身が選択したものである。

V 学生支援 (R4:3.47, R3:3.47)

学生への進路・就職については、個別相談などにより支援を行っている。また、生活や学習上の悩み等については、教員が個別面談を行うほか、スクールカウンセラーによる相談も実施した。特に指導の必要な学生については保護者との情報共有を図り、保護者等と連携し指導することにより、成績の改善につながった。また、学生アンケートにおいても、「学生指導」については、高評価を得ている。これらのことから、全体として適切と評価した。

VI 教育環境 (R4:2.70, R3:3.08)

施設修繕については、予算を確保し、教育活動に影響を及ぼさないように随時対応しているが、現在の施設は建設から30年以上経過し、修繕箇所は、増加傾向にある。また、男子トイレの増設やICT機器の充実を求める声もあるが、令和5年度末に、閉校を予定していることから大規模修繕や設備の増設や新設は難しい状況にある。

これらのことが、評価点が低い要因になっていると推察される。今後も、学習環境に影響しないよう適宜修繕等を行い施設の適正管理に努めていく。

VII 法令の遵守 (R4:3.58, R3:3.54)

法令及び看護師養成施設設置基準等を遵守し運営されており、適切と評価した。

しかしながら、自己評価の問題点の改善については、施設整備の点など、不十分との意見もあり、さらなる改善に努めていきたい。

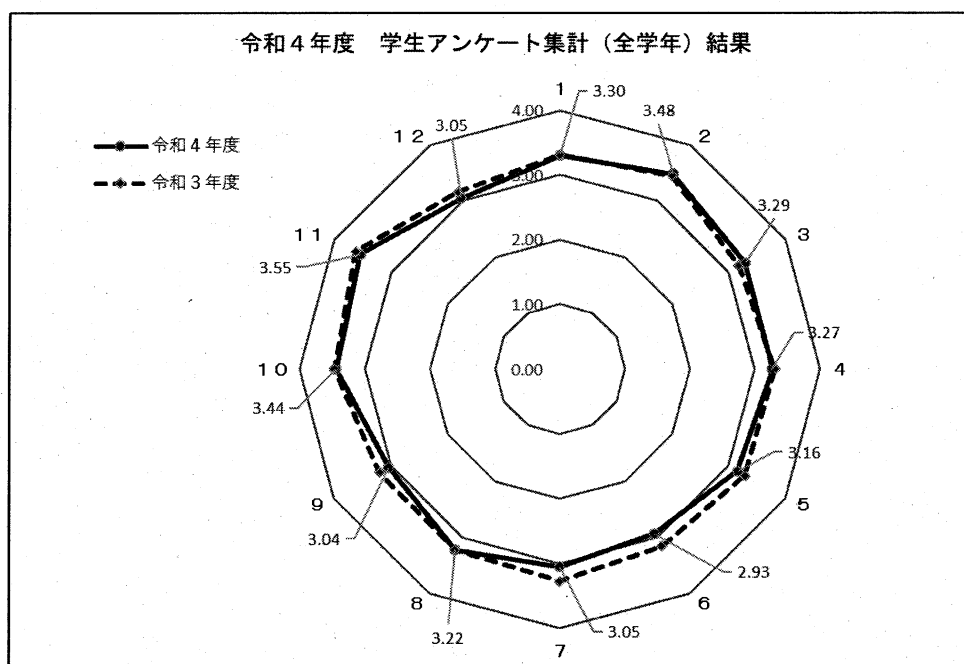
令和4年度 学生アンケート集計（全学年）結果

【評価方法】

各項目について、4段階で評価した。

4点：強くそう思う、3点：そう思う、2点：あまりそう思わない、1点：思わない

調 査 項 目	R 4	R 3	
学生 指導	1 職員は、わかりやすい言葉で対応・表現している。	3.30	3.31
	2 職員は、担当者がいないときにも簡単な相談や問い合わせには対応している。	3.48	3.45
	3 困っているときは、自発的に適切なアプローチを行っている。	3.29	3.18
	4 職員は、学生からの相談や要望には適格に対処している。	3.27	3.31
学習 環境	5 校舎・施設の案内標識・表示は、整備されている。	3.16	3.29
	6 事務室・教務室は、入りやすいレイアウトや雰囲気である。	2.93	3.16
	7 環境美化等は十分である。	3.05	3.27
	8 施設・設備の安全配慮は十分している。	3.22	3.22
学校 の利 便性	9 学校の使用時間の延長・利便性は十分である。	3.04	3.20
	10 証明書などの申込みへの誘導は十分である。	3.44	3.47
	11 証明書の交付期日は明らかにされ、期日までに発行されている。	3.55	3.63
情報 発信	12 本校のホームページは、適時適切に情報提供している。	3.05	3.16



【主な自由意見】

(カリキュラム)

- ・ 課題や記録が多く、休養をとりづらい。
- ・ カリキュラムが厳しく多重課題と感じる。課題や時間外の活動を減らしてほしい。人間関係にも影響する。

(施設管理)

- ・ 時間外に移動が必要となる学生駐車場の管理方法は改善してほしい。
- ・ 校内が寒い。

(教職員の対応)

- ・ 教職員は質問や相談に期待以上に答えてくれている。
- ・ 教職員は親身になって一緒に考えてくれ、自分を高めるきっかけを与えてくれる。
- ・ 教職員の屈託のない人柄に救われた。
- ・ 教員に威圧感を感じ言いたいことがいえない。
- ・ 証明書の発行が常に迅速である。

(全体)

- ・ 学びやすい環境である。
- ・ 学生生活を過ごしやすいように配慮してもらった。

宮城県高等看護学校の学校評価に関する要綱

(目的)

第1条 この要項は、学校教育法で規定する学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、学校評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価並びに同法第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。

(自己評価検討委員会の設置)

第3条 自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に別に定める自己評価検討委員会を置く。

(自己評価結果の活用)

第4条 教職員は、自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価)

第5条 校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(関係者委員会の構成)

第6条 関係者委員会は、次に掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 医療福祉業界関係者 2名
- (2) 卒業生 2名

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者委員会の運営)

第7条 関係者委員会に委員互選の上委員長を置く。

2 関係者委員会は、校長が招集し、委員長がその運営にあたる。

3 校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 関係者委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

(学校関係者評価の評価結果)

第9条 委員長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(学校関係者評価結果の活用・公表)

第10条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継

- 継続的に努めなければならない。
- 2 校長は、学校関係者評価結果について、主務課に報告の上、公表しなければならない。

(その他)

第 11 条 本要項に定めるもののほか本校の学校評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この要項は、令和元年 7 月 1 日から施行する。